東京都被災宅地危険度判定士登録要綱

令和６年４月１日改正

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

　（趣　旨）

第１条　この要綱は、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

　（宅地判定士）

第２条　宅地判定士とは、被災宅地危険度判定を実施する者としてこの要綱に基づき、知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者をいう。

　（登録の対象）

第３条　知事は、次の各号のいずれかに該当し、宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者で、東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者を宅地判定士として登録することができる。

　一　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第２２条各号又は都市計画法施行規則（昭和４４年省令第４９号）第１９条第１号イから同号トに該当する者

　二　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者

三　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して１０年以上の実務経験を有する者

２　知事は、前項の規定のほか、前項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

　（登録の手続き）

第４条　前条第１項に該当する者で、宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

２　申請書には、次に掲げる書類又は書類の情報を含む電磁的記録を添付しなければならない。

　一　前条第１項第１号に該当する者については、資格要件申告書（様式第１号）及び各々の登録要件を証明する書類

　二　前条第１項第２号に該当する者については、実務経験申告書（様式第２号）

　三　申請者の写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真）

　四　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

　（登録証の交付）

第５条　知事は、前条第１項による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたとき及び第３条第２項により知事が認めたときは、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証（様式第３号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

２　知事は、前条第１項による申請があった場合において、申請者が虚偽の申請などにより宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録することができない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

　（登録事項の変更）

第６条　宅地判定士は、第４条第１項の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書、第４条第２項第３号に定める写真及び登録証（以下「届出書等」という。）を知事に提出しなければならない。

　一　氏名

　二　居住地

　三　勤務先の名称、所在地及び電話番号

２　知事は、前項の提出を受理した場合においては、必要に応じて記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

　（登録証の更新）

第７条　登録の有効期間は、登録証の交付日から５年経過後の年度の末日までとする。

２　前項に規定する登録の有効期間の終了後も、引き続き宅地判定士として東京都被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに講習会を受講し修了した場合又は知事が講習会を終了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書、第４条第２項第３号に定める写真及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

３　知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。

４　前項の登録の有効期間は、第１項を準用する。

　（登録証の再交付）

第８条　宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、知事に被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書及び第４条第２項第３号に定める写真を提出することにより再交付を申請することができる。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

３　前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

　（登録の辞退）

第９条　宅地判定士は、被災宅地危険度判定士登録辞退届に登録証を添えて知事に届け出ることで、登録を辞退することできる。

　（登録知事の変更）

第１０条　宅地判定士は、次に掲げるときには、届出書等を、新たに登録を受けることとなる道府県知事に提出しなければならない。

一　東京都内に在住しており登録を東京都知事から受けていたが、東京都から転出したとき

二　東京都内に在住しており登録を東京都知事から受けていたが、他の道府県に存する勤務先の所在地の道府県知事からの登録に変更しようとするとき

三　勤務先の所在が東京都内にあるため、登録を東京都知事から受けていたが、転勤、転職等により勤務先の所在が他の道府県となったとき

四　勤務先の所在が東京都内にあるため、登録を東京都知事から受けていたが、他の道府県に在住しており、登録を居住地の道府県知事からの登録に変更しようとするとき

２　知事は、他の道府県等で登録された宅地判定士から、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書、第４条第２項第３号に定める写真及び他の道府県における登録証の提出を受けたときは、登録証を交付するものとする。

　（登録の取消し）

第１１条　知事は、宅地判定士として登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

２　前項の規定により登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

　（宅地判定士名簿）

第１２条　知事は、第５条第１項、第６条第２項、第７条第３項、第１０条及び第１１条に規定する手続きを行った場合並びに第９条の届出を受理した場合には、速やかに宅地判定士名簿の更新を行う。

　（雑則）

第１３条　この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に知事が定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成１３年１２月１７日から施行する。

　　　附　則

　この改正による新たな要綱は、平成１９年１０月２６日から施行する。

　　　附　則

　この改正による新たな要綱は、令和４年５月１６日から施行する。

　　　附　則

　この改正による新たな要綱は、令和６年４月１日から施行する。